

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 16 日現在

機関番号：34315

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2014～2015

課題番号：26883010

研究課題名(和文) 米国における出産女性と出生児の離別に関する現代史研究

研究課題名(英文) Separation of Mothers and Newborns in the Postwar United States

## 研究代表者

吉田 一史美 (Yoshida, Kashimi)

立命館大学・衣笠総合研究機構・研究員

研究者番号：80736869

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、米国の養子縁組、Safe Haven、代理出産における親子関係をテーマに、米国における出産女性と出生児の離別に焦点を当てた現代史の記述を試みた。生母と養子の関係性の断絶と構築をめぐる諸運動、第三者生殖およびSafe Haven Lawをめぐる論争は、いずれも米国社会の母性・家族規範とその限界を示していた。この考察を踏まえて、妊産婦の自律性・主体性という視点から、日本の養子縁組制度を批判的に検討した。本研究は今後も継続され、成果の発表が行われる。

研究成果の概要(英文)：This research examined motherhood through adoption, safe haven laws, and surrogacy, describing a history of separation of mothers and their newborns in the postwar United States. Social norms of motherhood and family were challenged by the movement toward reunion of birth parents and adoptees and by the controversy over third-party reproduction and anonymous relinquishment of infants at safe havens in America. This study criticizes the Japanese adoption system from the perspective of women's reproductive autonomy. It is an ongoing research and its results will be published in the future.

研究分野：ジェンダー・児童福祉・生命倫理

キーワード：米国 養子縁組 Safe Haven Law 代理出産

## 1. 研究開始当初の背景

1970年代以降の諸外国では、配偶子提供の商業化、体外受精による代理出産の増加、中絶の合法化、国際養子縁組の増加など、生殖をめぐる技術的な限界と法的な前提が大きく変化してきた。

日本では、人工妊娠中絶、精子/卵子提供、代理出産を含む生殖医療が、一定の法的条件あるいは社会的状況の下で実施されている一方、それらの代替肢になりうる新生児・乳児の養子縁組は、これまで日本の児童福祉において十分に制度化されてこなかった。2000年代以降になって、国内外で実施されている代理出産と、周産期女性に対する養子縁組仲介をめぐる法政策の方向性が検討されはじめている。

こうした現代の生殖の有様について、国内の先行研究は主に不妊治療患者、非血縁の親子、中絶する女性という主体に焦点を当て、不妊カップルの生殖の追求、非血縁親子関係の形成、生まれる子どもの福祉、女性の生殖の自由をテーマに考察を蓄積してきた。そのなかで、自ら出産した子どもを養子縁組や代理出産により手放す「生母」「代理母」は、支援や搾取の対象になりうるという視点から出産に至る動機・環境が注目されているが、女性が出産して出生児と離別するという経験そのものを主題的に論ずる研究は、日本ではまだ試みられていない。

生母・代理母を主題とする日本国内の研究が萌芽段階にある背景としては、現在の日本の生殖医療と児童福祉の実践において、代理出産、特別養子縁組、熊本県の病院の「このとりのゆりかご」が、社会規範への抵触あるいは制度上の例外的事例であり、研究の素材となる実践の十分な蓄積がないことが考えられる。

この点、米国は養子縁組、代理出産ともに豊富な事例と資料を有し、また「このとりのゆりかご」の先例である“Safe Haven”を既に法律化している。生殖の商業化が進む一方で、中絶の規制が根強い米国では、出生児を手放した女性の言説、運動、訴訟が存在し、実践と研究が多数先行する貴重なフィールドである。しかし、米国内の研究では代理出産、養子縁組、Safe Haven Law は各々独立した研究テーマとして確立しており、また日本国内の先行研究においても米国研究の成果は個別、断片的に紹介されるにとどまっている。

## 2. 研究の目的

養子縁組や代理出産における母子関係は、国内外の法的・倫理的議論において未だ論争的概念であり、第三者生殖や非血縁家族形成の主体を依頼者・養親子に限定して捉えることは、出産女性と出生児がもつ身体的、精神的、社会的関係の重要性を看過させる。

そこで、生母・代理母を対象にした包括的研究を構築するために、本研究は1970年代以降の米国に注目する。米国の周産期における母子離別をめぐる諸運動と諸政策の現代史的検討を通して、日本の児童福祉、生命倫理関連の各制度研究に新たな視座を提供し、日米の生殖をめぐる問題を文化的・歴史的な文脈に位置づけることを目指す。

具体的な作業として、1970年代以降の米国における母子関係の断絶と構築に関わる3事象、周産期の養子縁組、代理出産契約、Safe Haven Law (新生児を匿名で手放すことを認める公的制度)をめぐる法政策および社会運動の言説分析を行い、3事象の連関性を通時的に明らかにし、米国の「出産女性と出生児の離別」に関する現代史を記述する。これに1970年代以降の日本の特別養子縁組、このとりのゆりかご、代理出産をめぐる歴史的背景と現状に関する考察を加える。

## 3. 研究の方法

本研究課題に関する文献調査を、米国ワシントン D.C. の議会図書館 (Library of Congress) およびメリーランド州の国立医学図書館 (National Library of Medicine) 等にて実施した。

行政文書・報道記事・関連団体資料等の一次文献と福祉学・社会学・女性学・倫理学分野の二次文献を検討し、米国社会における生母と養子の関係性の規範的文脈の変容過程、Safe Haven Law および第三者生殖をめぐる言説の分析、考察を行った。

## 4. 研究成果

米国において、生母と養子の関係性は、1960年代まで若年出産、婚外出産を規範的逸脱とする家父長制的な社会構造のなかで長らく否定され、その否定は生母のプライバシー保護や自立支援、養親子関係の安定、子どもの最善の利益などの「福祉的」目的によって正当化されてきた。しかし、女性の社会的地位の向上にともなうシングル・マザーの増加等の家族形態の多様化、人工妊娠中絶の合法化等の性・生殖の自由の拡大を経て、養子縁組が妊娠した女性の選択・自由として再定義されていくなかで、養子やその生母といった戦後家族におけるマイノリティの権利追求は、排他的な親権や家族規範をこえて、彼らの関係性を可視化し、具現化した。

こうした生母と養子の関係性構築、さらに1980年代以降の米国にみられる養子縁組におけるオープンネスは、多様/多元的な親子関係として捉えられ、しばしば生殖補助医療における第三者生殖と関連づけて論じられる。家族論、親子論における養子縁組と第三者生殖のあいだの類似性、生命倫理学における批判的な諸議論は、養子縁組の生母への社会的・法的抑圧と、第三者生殖に対する社会

的・法的承認の枠組みが、通底する一つの規範に基づくことを示している。この規範は、法的・社会的に認められる「親」以外の間人もちうる権利を排除するだけでなく、生母・生父・代理母・提供者が子どもとの間に関係性を構築する機会を認めてこなかった。このことが 1970 年代以降の養子縁組の生母の運動と代理母の運動とのあいだに共闘関係をもたらし、また養子のアイデンティティをめぐる権利運動が提供配偶子によって出生した子どもの権利運動へとつながったことを説明する。

こうした社会的・政治的文脈において、2000 年代に米国全土で展開した Safe Haven Laws の立法化の連鎖を位置づけるとき、同法は中絶合法化へ対抗するプロ・ライフの政策、「モラル・パニック」の帰結、「クライム・コントロール・シアター」としての政策、家父長制的な母性・父性・家族規範の強化装置などとして批判的に論じられている。米国においては、Safe Haven を利用せざるをえない状況にある少女・女性への視点を欠いていることが問題視され、その制度化にともなうべきであった教育や周知の実施、運用に関するモニタリング、関連する支援体制の強化等の不備をめぐって課題の多く残された制度として、議論の俎上にある。

代理出産や国際養子縁組と同様に、匿名で新生児を手放すことは、それにかかわる妊産婦に対する搾取、経済的格差、社会的抑圧をいったん棚上げにして、子どもの福利と生命保護を優先し、伝統的な家族規範と社会的・経済的なヒエラルキーを最終的に維持することで正当化がなされる。現在は、出産女性と出生児の離別をめぐる仕組みと議論が社会のなかに配置される有様が問われており、リプロダクティブ・ジャスティスが求められている。

上記の調査結果と考察の一部を、2016 年 6 月の第 14 回福祉社会学会大会にて「米国の Infant Safe Haven Laws 新生児の生命保護をめぐる政策とその課題」で報告する。とくに、米国の Infant Safe Haven Laws について、立法化の背景と経緯を辿り、各州の現行制度の概要を紹介、米国内の研究者による批判的議論における論点を抽出した上で、米国における親子関係の断絶と構築についての考察を示す。

また、米国に関する諸議論から妊産婦の自律性・主体性という論点を抽出し、日本の妊娠相談・養子縁組をめぐる運動や立法化の動向・言説の分析に反映することを進めている。専門家向けの商業雑誌『里親と子ども』における養子縁組あっせん関連特集において、論文「出産女性と養子縁組 実親の意向確認のための熟慮期間と同意撤回」を発表し、米国における出産女性と出生児の離別をめぐる状況や言説を踏まえて、日本における妊産婦を対象とした養子縁組支援の問題点を指摘した。

2015 年 11 月の第 27 回日本生命倫理学会年次大会の公募ワークショップにて、「1970 年代以降の日本における妊娠相談と養子縁組をめぐる運動と論争」と題した報告を行った。この報告をもとにした論文「日本における妊娠相談と養子縁組をめぐる運動と立法 実子特例法制定運動から養子縁組あっせん法へ」(吉田一史美・由井秀樹編『生殖と医療をめぐる現代史研究と生命倫理(生存学研究センター報告 25 号)』)を刊行した。

養子縁組を希望する女性の妊娠・出産は、これまで主に出生児の処遇を扱ってきた日本の児童福祉の対象になりえず、また女性の妊娠葛藤や生殖の自由といった倫理的な問題は、民法と戸籍法に軸足を置く日本の養子制度の法的議論のなかではとらえきることができなかった。そこで戦前から戦後を通じて、性・生殖・家族をめぐる諸規範から逸脱し、諸福祉から疎外された状況で妊娠・出産する女性を支援したのが、産婆・産婦人科医らの実践と運動である。

しかし、現行の特別養子縁組の運用および 2000 年代以降の養子制度改革論は、いまだ生母の戸籍や生母の同意をめぐる課題を抱えている。日本の妊娠相談と養子縁組をめぐる運動と論争において、妊産婦の自律性と主体性はつねに重要な課題であったとともに、現在の養子縁組支援をめぐる体制的、規範的の限界の一つである。

今後の研究の展開では、米国の Safe Haven Law に関する上記学会発表を論文として刊行することに加え、第三者生殖と養子縁組の言説における母性問題の共通性を示し、本研究課題の全体をとらえた研究の成果を発表する。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

吉田一史美、「出産女性と養子縁組 実親の意向確認のための熟慮期間と同意撤回」『里親と子ども』9 巻、pp.43-49、査読なし、2014 年。

〔学会発表〕(計 4 件)

吉田一史美、「米国の Infant Safe Haven Laws 新生児の生命保護をめぐる政策とその課題」、第 14 回福祉社会学会、2016 年 6 月 18 日、奈良女子大学(奈良県奈良市)。

吉田一史美、「養子制度による胎児・乳児の生命保護 日米の生殖医療・児童福祉の比較から考える」、立命館大学ライスボールセミナー、2016 年 5 月 10 日、立命館大学(京都府京都市)。

吉田一史美、「1970 年代以降の日本におけ

る妊娠相談と養子縁組をめぐる運動と論争』、  
第 27 回日本生命倫理学会年次大会、2015 年  
11 月 28～29 日、千葉大学（千葉県千葉市）。

Kashimi Yoshida, “History of Infant Adoption in Modern Japan: The Patriarchal Nature of Japanese Society”, Annual International Conference on Interdisciplinary Legal Studies, University of Oxford, Oxford, UK, March 3rd, 2015.

〔図書〕(計 1 件)

吉田一史美・由井秀樹編、『生殖と医療をめぐる生命倫理と現代史研究（生存学研究センター報告 25）』立命館大学生存学研究センター、2016 年、181（5-7,78-94）。

〔その他〕

ホームページ等

・「吉田一史美 - 研究者 - researchmap」  
<http://researchmap.jp/7000013353/>

・「立命館大学 衣笠総合研究機構 吉田一史美」  
<http://research-db.ritsumeai.ac.jp/Profiles/120/0011916/profile.html>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

吉田 一史美 (YOSHIDA, Kashimi)  
立命館大学・衣笠総合研究機構・研究員  
研究者番号：80736869

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし